

# 第6期「さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会」

## 第1回定例会

日時 令和7年1月30日(木)  
10時30分から12時00分  
会場 さいたま市立教育研究所  
5階 研修ホール

### 【 次第】

#### 1 開会

- (1) 委嘱状交付
- (2) 教育長あいさつ
- (3) 推進委員会概要説明
- (4) 委員長及び副委員長の選出

#### 2 報告(事務局より)

- (1) 本市のいじめの現状について
- (2) 深刻化したいじめへの対応について

#### 3 協議

協議題「学校・家庭・地域それぞれのいじめ防止と連携について」

#### 4 閉会

## 第6期 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会 委員名簿

	役職等	氏名
1	日本大学文理学部 教授	藤平 敦
2	医師	峯 真人
3	明治学院大学心理学部 教授	伊藤 拓
4	慶應義塾大学教職課程センター 准教授	金子 恵美子
5	弁護士	鮎田 謙一
6	弁護士	宮西 陽子
7	公認心理師	湯谷 優
8	精神保健福祉士	佐藤 陽子
9	さいたま市PTA協議会 理事	菊池 敏子
10	国立武藏野学院 院長	柄堀 正信
11	さいたま市子ども家庭総合センター 所長	加藤 郁子
12	さいたま市北部児童相談所 副参事	新井 聰
13	さいたま市校長会代表 (海老沼小学校)	大島 恵美
14	さいたま市校長会代表 (第二東中学校)	坂東 千里
15	さいたま市校長会代表 (大宮北高等学校)	根岸 君和

### 事務局

15	さいたま市教育委員会事務局管理部長	中村 和哉
16	さいたま市教育委員会事務局学校教育部長	野津 吉宏
17	さいたま市教育委員会事務局学校教育部次長	丹 能成
18	さいたま市教育委員会事務局学校教育部参事	長岡 有実子
19	さいたま市教育委員会事務局学校教育部参事[兼]教職員人事課長	寺内 啓容
20	さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育課程指導課長	猪鼻 孝之
21	さいたま市教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室長	紺野 雅弘
22	さいたま市教育委員会事務局学校教育部参事[兼]総合教育相談室長	米玉利 優子
23	さいたま市教育委員会事務局学校教育部参事[兼]高校教育課長	大原 照光
24	さいたま市教育委員会事務局学校教育部参事[兼]教育研究所長	津田 顕吾
25	さいたま市教育委員会事務局学校教育部参事[兼]生徒指導課長	青木 貴

担当 さいたま市教育委員会事務局 学校教育部生徒指導課

# 「さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会」概要について

## 1 設置根拠

- (1) いじめ防止対策推進法第14条第3項  
(教育委員会の附属機関)
- (2) いじめ防止対策推進法第28条第1項  
(重大事態等に係る事実関係を明確にするための調査) ※本市の附属機関は(1)と(2)を兼ねた組織
- (3) さいたま市いじめ防止対策推進条例第10条

## 2 職務内容《資料P6参照》

- (1) いじめの防止等に関する調査研究
- (2) いじめの防止等に関する施策の企画、立案及び市教育委員会への提言
- (3) いじめの事案に関する調査（次号の調査を除く調査で委員会が調査する必要があると市教育委員会が認めるものに限る。）及び市教育委員会へのその結果の報告
- (4) 重大事態又はいじめ以外の事由により発生した重大事態に相当する事態に係る事実関係を明確にするための調査及び市教育委員会へのその結果の報告

## 3 委員任期

2年（令和7年1月4日～令和9年1月3日）

## 4 委員構成《資料P6参照》

- (1) 委員会は、15人以内の委員で構成する（さいたま市いじめ対策推進条例第10条第3項）
- (2) 委員は、次に掲げる者のうちから、市教育委員会が委嘱し、又は任命する  
(さいたま市いじめ対策推進条例第10条第4項)
  - ア 学識経験を有する者
  - イ 関係団体の代表者
  - ウ 関係行政機関の職員
  - エ 市職員

## 5 本推進委員会の開催について《資料P7～P9参照》

「さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会規則」に準ずる

## さいたま市いじめ防止対策推進条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、いじめの防止等のための対策に関し、市等の責務及び役割を明らかにし、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 法第2条第1項に規定するいじめをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 基本理念 法第3条の基本理念をいう。
- (4) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (5) 学校 法第2条第2項に規定する学校をいう。
- (6) 保護者 法第2条第4項に規定する保護者をいう。
- (7) 重大事態 法第28条第1項に規定する重大事態をいう。

### (市の責務)

第3条 市は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、施策を策定し、及び実施する。

- 2 市は、いじめの防止等のための対策を推進するため、いじめの防止等に関する機関、団体及び地域団体（次項において「機関等」という。）との連携を図るものとする。
- 3 市は、いじめの防止等のため、機関等と連携し、児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の健全育成に係る事業の充実に努めるものとする。
- 4 市は、いじめの防止等のための啓発活動を行い、市民のいじめの防止等に関わる意識の高揚を図るものとする。
- 5 市は、いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講じるものとする。
- 6 市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

### (学校及び学校の教職員の責務)

第4条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、市民、市児童相談所その他の関係者との連携を図るものとする。

2 学校及び学校の教職員は、学校全体でいじめの防止等に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

(保護者の責務等)

第5条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、市及びその保護する児童生徒が在籍する学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する市及び学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(児童生徒の役割)

第6条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。

2 児童生徒は、互いの人格を尊重するよう努めるものとする。

3 児童生徒は、いじめの防止等の取組について主体的に考え、積極的にその活動に努めるものとする。

(市民及び地域団体の役割)

第7条 市民及び地域団体は、地域において、児童生徒の見守りその他児童生徒が心身ともに健全に過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民及び地域団体は、市及び学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(さいたま市いじめ防止基本方針)

第8条 市は、法第12条の規定により、市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、さいたま市いじめ防止基本方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定める。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) いじめの防止等のための対策の具体的な方針に関する事項
- (2) いじめの防止等に係る学校及び児童生徒の組織に関する事項
- (3) いじめの早期発見及び適切かつ迅速な対応に関する事項
- (4) 重大事態への対処に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、いじめの防止等のための対策に関する重要事項

3 市は、いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市は、いじめの防止等のためのより実効性の高い取組を実施するため、いじめ防止基本方針が、市の実情に即して機能しているかを点検し、必要があると認めるときは、これを見直すものとする。

（さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク）

第9条 市は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク（以下この条において「ネットワーク」という。）を設置する。

2 ネットワークは、次に掲げる事項について協議する。

- (1) いじめの防止等に関する関係団体等の連携
- (2) 市が実施するいじめの防止等に関する取組の推進及び啓発
- (3) いじめ防止基本方針に定める内容の点検及び見直しに係る意見聴取
- (4) 市が実施するいじめの防止等に関する施策に対する専門的な見地からの助言

3 ネットワークは、委員30人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市職員

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、ネットワークの組織及び運営に関する必要な事項は、

市長が別に定める。

(さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会)

第10条 市教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会（以下の条において「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) いじめの防止等に関する調査研究
- (2) いじめの防止等に関する施策の企画、立案及び市教育委員会への提言
- (3) いじめの事案に関する調査（次号の調査を除く調査で委員会が調査する必要があると市教育委員会が認めるものに限る。）及び市教育委員会へのその結果の報告
- (4) 重大事態又はいじめ以外の事由により発生した重大事態に相当する事態に係る事実関係を明確にするための調査（第7項において「重大事態等の調査」という。）及び市教育委員会へのその結果の報告

3 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市職員

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 市教育委員会は、委員会が重大事態等の調査を行うことが困難であると認めるときは、調査専門員を置いて当該重大事態等の調査を行わせることができる。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市いじめ防止対策推進条例（平成26年さいたま市条例第47号。以下「条例」という。）第10条第8項の規定に基づき、さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第3条 委員長は、委員会を招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときには、学識経験者等の出席を求め、意見を聴取することができる。

### (会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

### (会議の傍聴)

第5条 会議の傍聴を希望する者は、会場で受付をし、係員の指示に従い会場に入室するものとする。

- 2 傍聴の受付は先着順で行い、5人になり次第受付を終了するものとする。

3 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。
- (3) 会場において、飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、委員長の許可なく会議の模様を撮影し、又は録音等を行わないこと。
- (5) その他、会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 傍聴者が前項の規定を守らないときには、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときには、これを退場させることができる。

(調査)

第6条 市教育委員会は、条例第10条第2項第3号及び第4号の調査を行う必要があると認めるときは、委員会に調査を行わせ、その結果を市教育委員会に報告させることができる。

2 委員は、前項の調査の関係者と直接の人的関係又は特別の利害関係を有する等調査の公平性又は中立性を損なうおそれがあると委員長が認めるときは、その調査及び審議に加わることができない。

(調査専門員)

第7条 条例第10条第7項の調査専門員（以下、「調査専門員」という。）は、当該重大事態等の調査に必要な学識経験を有する者その他市教育委員会が適当であると認める者で、当該重大事態等の関係者と直接の人的関係又は特別の利害関係を有しないもののうちから市教育委員会が委嘱する。

2 調査専門員は、当該重大事態等の調査が終了した際、調査結果を市教育委員会に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員及び調査専門員は、会議、調査等の活動によって知り得た情報について秘密を厳守し、これを開示し、又は漏洩してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、教育委員会事務局学校教育部に置く。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織や運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 2 報告

- (1) 本市のいじめの状況について
- (2) 深刻化したいじめへの対応について

# 3 協議

## 【協議題】

「学校・家庭・地域それぞれの  
いじめ防止と連携について」

## 1 いじめの未然防止に係る主な取組

### (1) 児童生徒の主体的な活動

ア 「さいたま市ストップいじめ！子どもサミット」（令和6年度より新たに開催）

#### (ア) 趣旨

a 児童生徒が、いじめ問題を主体的に考えるとともに、互いのいじめ防止に向けた取組を知ることで、「いじめをさせない、許さない」機運を醸成し、各学校の多様な取組を一層推進する。

b 教職員、保護者、地域団体、関係行政機関の大人が、子どもたちの話合いの様子や内容から、子どもたちのいじめ防止に向けた取組を知ることで、それぞれの立場で「いじめを起こさせない、見逃さない」環境づくりについて考える。

(イ) 開催日 令和6年8月2日（金） 13：00～16：15

会 場 大宮国際中等教育学校 体育館アリーナ、教室

#### (ウ) 内容

a 小グループによる活動

(a) 各校独自のいじめ防止の取組の共有

(b) 本年度のサミットテーマの話合い

b ワークショップ形式での活動

c 全体会 サミットテーマについての協議

### (2) 学校が実施する主な取組

ア 「いじめ撲滅強化月間」の取組（6月3日から6月28日）

#### (ア) 校長等による講話

(イ) 学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

(ウ) 「簡易アンケート」等の実施

(エ) 児童会・生徒会による、「ストップいじめ！」に向けたキャンペーン等の展開

(オ) いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導

イ 『潤いの時間』「人間関係プログラム」の授業

ウ 道徳教育の充実

## 2 いじめの早期発見に係る主な取組

### (1) アンケート調査

ア 「心と生活のアンケート」（各学期1回、計3回）

イ 「簡易アンケート」※アンケートから、いじめの実態を把握する

### (2) 「いじめに係る状況報告」

ア 毎月、学校が教育委員会に「いじめの状況」と「学校の指導状況」について報告する

※「調査中」、「指導中」、「見守り中」、「解消」のうち、どの段階にあるかを把握

イ 指導主事が内容を確認し、学校に指導・助言を行う

(3) 相談体制の充実（アセスメント）

ア スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員等による校内教育相談体制の充実

イ 市立6教育相談室の周知、電話相談

ウ 「さいたま市24時間子どもSOS窓口」の周知及びSNS相談

エ さいたま市PTA協議会、青少年育成さいたま市民会議との連携

(4) 情報モラル教育（スマホ・タブレット安全教室 等）

### 3 いじめの早期対応に係る取組

- (1) 「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づく対応
- (2) 学校生活指導員（警察OB）の派遣
- (3) さいたま市スクールロイヤーによる特別講義の実施

### 4 いじめの防止等に係る教職員研修

- (1) 校長研修会・教頭研修会
- (2) いじめに係る生徒指導研修会
- (3) 生徒指導主任研修会
- (4) 生徒指導・教育相談体制研究発表会
- (5) 法定研修（初任者研修）
- (6) 希望研修（いじめ問題とその対応研修、臨任者対象の生徒指導講座）
- (7) 校内研修（指導主事等・スクールロイヤーによる研修）
- (8) 生徒指導に係る学校訪問

### 5 関係団体との連携状況

(1) さいたま市PTA協議会

ア 「さいたま市ストップいじめ！子どもサミット」に係る後援及び開催協力

イ 「親子支援プログラム」への協力依頼

ウ 「いじめノックアウト・セミナー」への協力依頼

エ 「さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会」委員 等

(2) 青少年育成さいたま市民会議（地域住民による青少年の心身の健やかな成長を図るための組織）  
「さいたま市ストップいじめ！子どもサミット」に係る後援及び開催協力

(3) 埼玉県警察

ア 「非行防止教室」への協力依頼

イ 「学校・警察連絡協議会」の開催

ウ 「学校と警察署との連絡等に関する協定書」